

事務連絡
令和元年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当課

御 中

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における体育・運動部活動における不適切な指導根絶に向けた取組について

学校における体育活動中の事故防止については、「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成31年4月15日付け事務連絡）においても、事故防止に万全を期することや、暴力行為の根絶に向けた取組等、児童・生徒の安全確保に向けた取組をお願いしているところです。また、昨年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底をお願いしております。しかしながら、昨今においても、運動部活動中における顧問の不適切な指導が生じており、大変遺憾に受け止めております。

運動部活動だけでなく、全ての学校の体育活動において、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為は断じて許されるものではありません。学校において、暴力行為が決して行われること無く、児童・生徒が安全安心に体育活動を行えるよう、改めてその徹底に向けた取組を点検・確認し、適切な対応をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室

<運動部活動に関すること>

運動部活動推進係

電話：03-5253-4111（内線3777）

<学校体育に関すること>

指導係

電話：03-5253-4111（内線2674）

【参考】

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）（抄）

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）（抄）

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

○ 学校教育の書く一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

□体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。